

火山防災

トツプシティ構想

火山防災対策のトツプランナー鹿児島市

～行政の取組の視点から～

鹿児島市の火山防災対策の 3つの「すごいトコ」から言えるコト

鹿児島市の
すごいトコ！

国に一番最初に認定された「避難計画」をもつトコ

→火山災害から生命を守る仕組みがある！

鹿児島市の
すごいトコ！

国が一番最初に作成した避難のガイドラインは鹿児島市が基であるトコ

→日本の火山災害の模範！

鹿児島市の
すごいトコ！

すごい「地域防災計画」が進化しているトコ

→走り続ける火山防災対策！

鹿児島市は火山防災対策のトップランナー！！

1. 「避難計画」の重要性 その1

日本の火山の法律

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的
火山の噴発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けおそれがあると思われる地域について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警報避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災意識の普及及び防災除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 指針
国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

火山防災協議会（第4条） ……関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討
都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員
都道府県・市町村、気象台、地方整備局等（砂防部局）、火山専門家、自衛隊、警察、消防

必要に応じて追加
観光関係団体等
※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項
噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ
※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ
※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル
※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画
※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

協議会の意思議を経て、地域防災計画に記載（義務）

【都道府県】（第5条）
1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）
1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達（市町村内）
3. 避難・救助に関する広域調整等

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）
都道府県知事
※道路、港湾、広域・広域ごう等の整備、学校、公民館等の不燃型平化

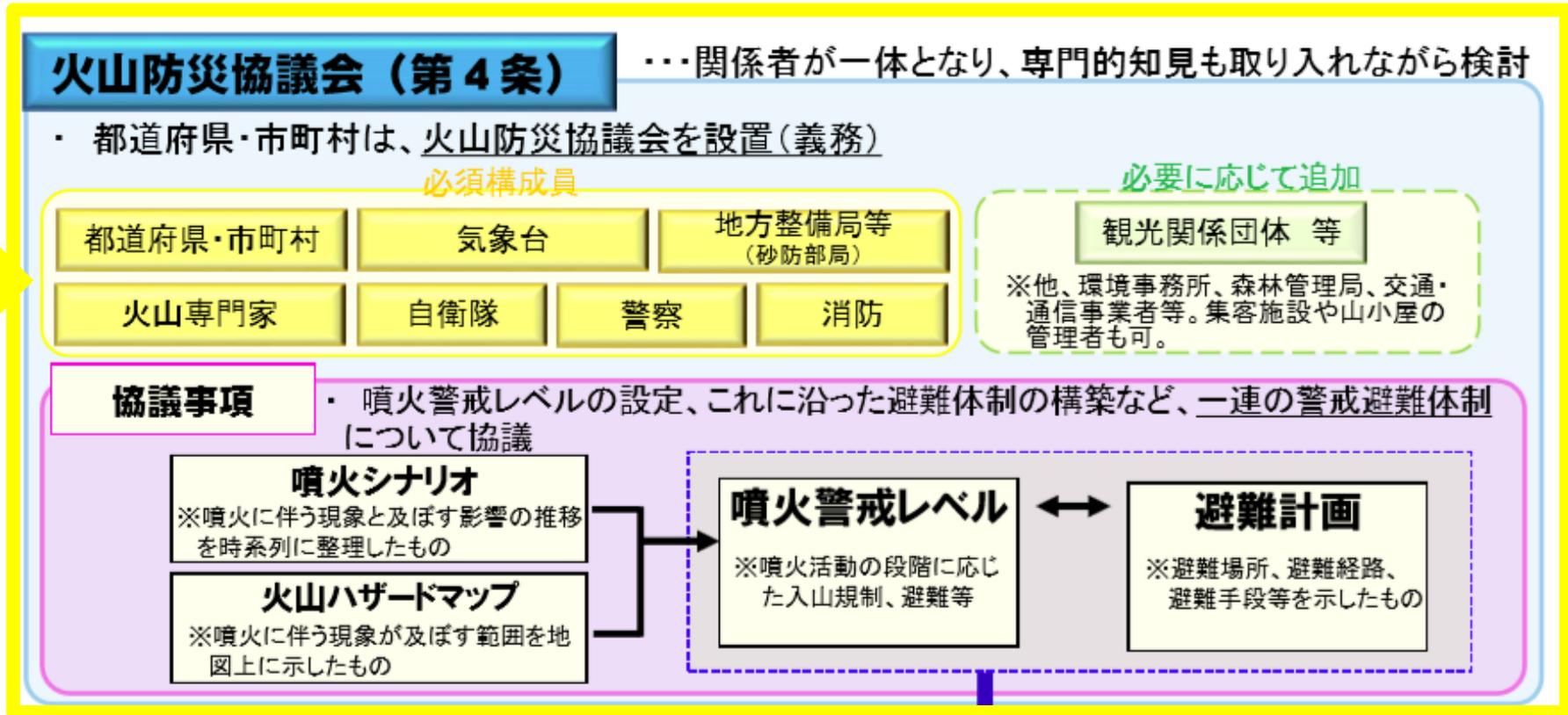
防災意識啓発整備計画等の作成（第19条）
都道府県知事
※農林水産物の被害を防止するための啓発の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）
市町村
※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）
※地域内の新築施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する経費助成金

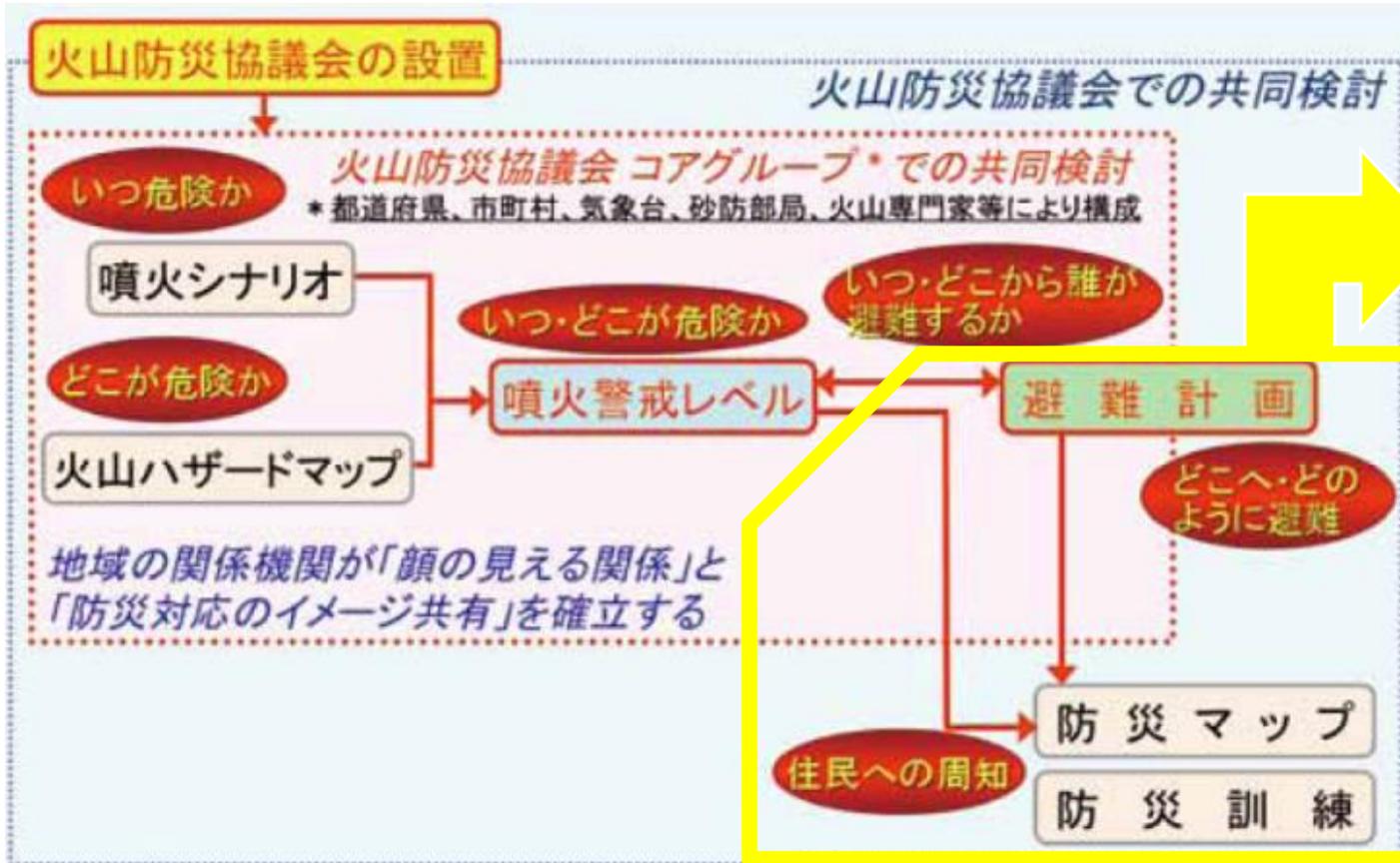
自治体による登山客等の情報把握や登山客等の安全確保に関する努力義務（第11条）
治山・治水事業の推進（第27条）
研究・調査の推進（第29条）
研究・調査体制の整備、研究・調査の推進の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）



日本には、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定する法律（活火山法）があります。

2. 「避難計画」の重要性 その2

火山防災対策の中の避難計画



火山防災対策の一つの目指すべきところ

住民、登山者等の生命及び身体の安全並びに住民の生活を守るため、

- ・避難計画の策定
- ・住民等への周知としての訓練の実施

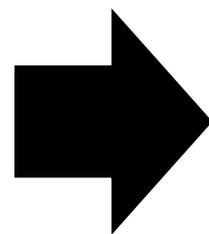
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/hakusho/2013/HN2013topics.pdf>

3. 市町村の避難計画の策定数の推移

具体的で実践的な
避難計画の
策定数
平成25年時点

具体的で実践的な
避難計画の
策定数
平成29年時点

2火山



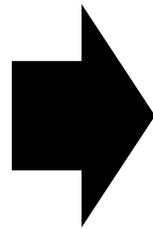
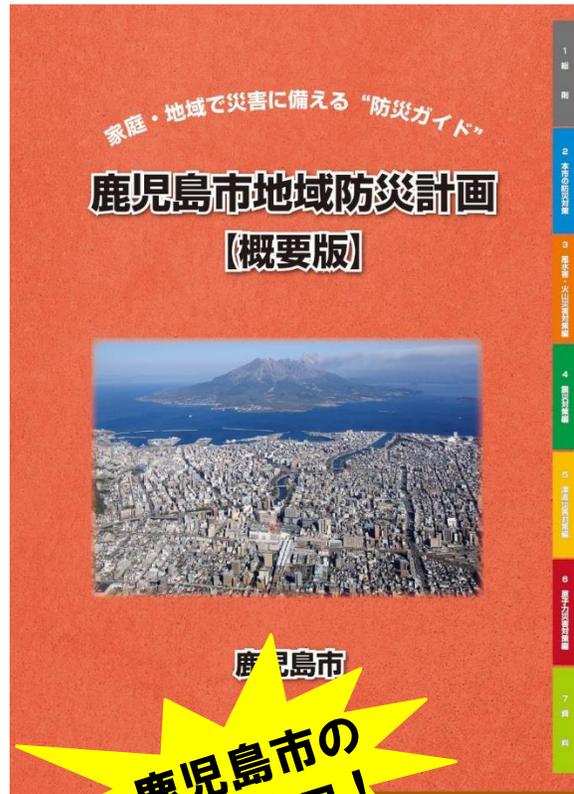
28火山

鹿児島市の
すごいトコ!

桜島(鹿児島市)と霧島山※
※平成23年に霧島山(新燃岳)噴火時に政府支援チームが策定した「霧島山(新燃岳)の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン」

鹿児島市は、一番最初に内閣府(防災担当)に認定された避難計画をもつ

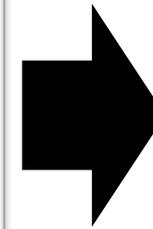
4. 国が最初に策定した火山の避難計画 策定ガイドラインと鹿児島市の避難計画



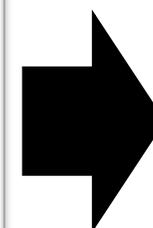
霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン



平成 23 年 3 月
宮崎県・鹿児島県
霧島山（新燃岳）噴火に関する政府支援チーム



霧島市
避難計画
平成23年に策定



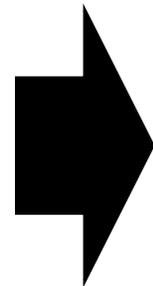
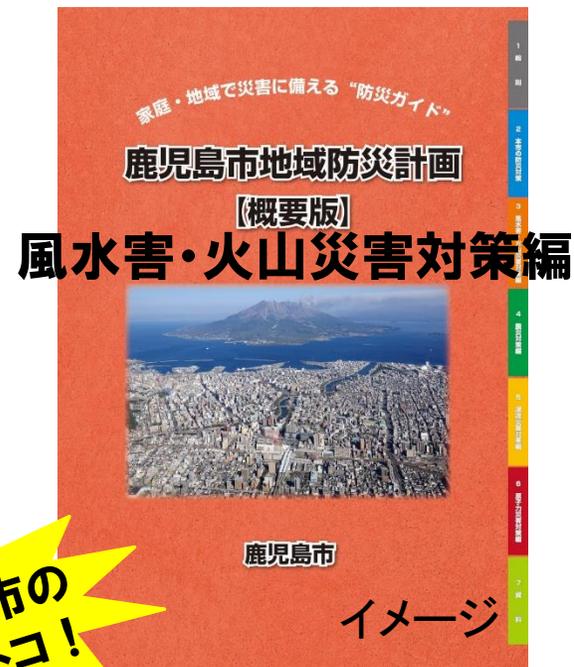
高原町
避難計画
平成23年に策定



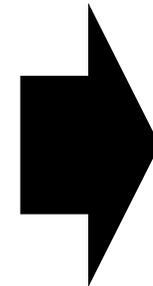
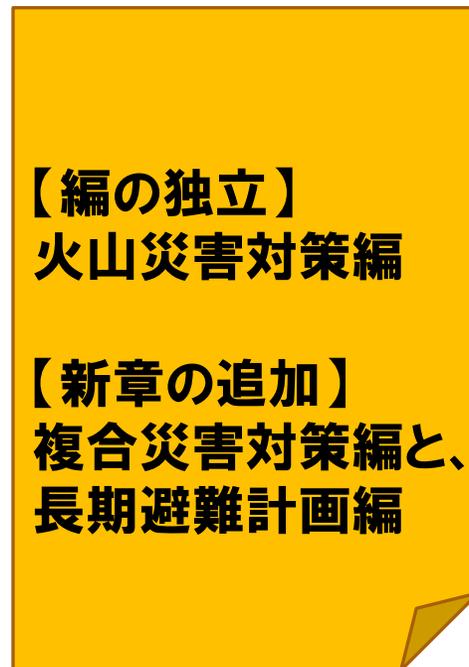
鹿児島市地域防災計画風水害・火山災害対策編「避難計画」を基に、政府支援チームがガイドラインを作成した。

5. 鹿児島市地域防災計画 火山災害対策編の進化

～平成28年度



平成28年度



平成29年度



鹿児島市の
すごいトコ!

平成28年度、29年度にさらにすごい「地域防災計画が進化し、「複合災害対策編」、「長期避難計画編」、「大量降灰対策編」が追加